

令和2年度小学校への福祉図書デリバリー事業実施要領

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
(令和2年9月10日決裁)

1 目的

「小学校への福祉図書デリバリー事業」(以下、「本事業」)は、本会が埼玉県の指定を受けて運営している「福祉情報センター」にて、貸出や閲覧をしている、福祉に関する図書やユニバーサルデザイン用品等を、県内の小学生を対象に一体的に貸し出すものとする。

本事業では、児童が総合学習や福祉教育等の授業で福祉について考え、高齢者や障害者を含めた多様な人々の存在を理解し、地域で共に暮らす一員として地域社会への関心を高め、共生・共助について学ぶことを目的とする。

2 実施主体及び貸出対象

実施主体：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉情報センター

貸出対象：埼玉県内の小学校

3 実施及び貸出期間

令和2年9月から令和3年3月まで実施し、1回の貸出で、概ね3週間以内の貸出期間とする。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対策を取り実施する

(1) デリバリー図書は、表紙・裏表紙をアルコール除菌したものを提供する。

(2) 小学校からの申込みにおいては、以下を条件とする。

①「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.9.3Ver.4)にもとづく衛生管理がなされていること。

②「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」((公社)全国学校図書館協会 2020年6月19日更新)の対策が実施されていること。

③学校長の下承を得ていること。

(3) 新型コロナウイルス感染症予防対策を理由に、貸出期間の延長の希望がある場合は、柔軟に対応する。

4 貸出と返却

本事業を実施する市町村社協は実施申込書(様式1)を受付け、事業計画書(様式2)に基づき貸出期間の調整を行い、決定通知(様式1)後に各小学校等に貸出す。

返却については、小学校等は事業報告書(様式3)を添付して市町村社協へ返却するものとし、市町村社協は本事業終了後に県社協へ返却するものとする。

5 費用の負担

図書の貸出については無料とし、市町村社協と埼玉県社協との貸出しと返却にかかる送料については、実施主体が負担するものとする。

6 貸出し品の活用方法

(1) 総合学習の時間や市町村社協が実施する福祉教育での活用

(2) 図書室等において児童への貸出

(3) 市町村社協の補助金や本会が実施する「福祉の心を育む交流事業」等にて購入する福祉図書等の選定に活用

7 貸出品の管理

本事業の実施中は、図書等の管理は、貸出しを受けたものが責任をもって管理し、欠損がないことを確認してから、返却するものとする。なお、汚損、紛失があった場合は、市町村社協は速やかに埼玉県社協に連絡するものとする。

8 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター
(地域活動支援課) (担当：山野邊・片桐) 電話：048-822-1435 F A X：048-822-3078